

事 務 連 絡
令和8年（2026年）6月30日

一般社団法人 北海道農業建設協会会長 様

北海道農政部農村振興局事業調整課
課長補佐（技術指導）

小型無人機等による飛行禁止空域について

今般、小型無人機等飛行禁止法が改正され、7月14日からは飛行禁止エリアである対象施設周辺地域がこれまでの300mから1,000mに拡大されるとともに、対象施設（レッドゾーン）上空のみならず、対象施設周辺（イエローゾーン）上空において飛行禁止に違反した場合でも、罰則が適用されるところです。

つきましては、小型無人機等（ドローン、ラジコン機、気球等）を飛行させる場合には、航空法および小型無人機等飛行禁止法など関係法令を遵守するよう、御協会員への注意喚起をお願いいたします。

あわせて、同様の事態が発生した際は、監督員等まで速やかに報告するようお願いいたします。

（ 課長補佐（技術指導）
直通 011-204-5405 ）